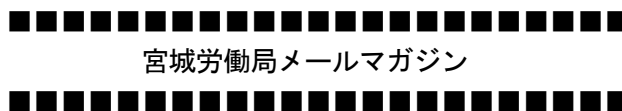


2017年9月28日発行



目 次

《局長だより》

3つの人手不足対策

《お知らせ》

1. 10月1日～7日は全国労働衛生週間です！
2. 「働き方改革」の先進企業を表彰しました
3. 正社員の能力向上には「人材開発支援助成金」
4. 育児休業が最長2年まで再延長可能に

《局長だより》 3つの人手不足対策

仕事を探す人1人あたり従業員の募集採用数がどのくらいの割合かという指標を「有効求人倍率」といいますが、宮城県では今年の7月に1.62倍を記録しました。これはバブル時代の記録を抜く過去最高の数字です。一言でいえば宮城県はいま過去最高の「人手不足」状況だということになります。

人手不足対策には大きくわけて3つの方法があるといわれています。1つは募集採用の強化と定着率の向上です。2つめは現在の従業員の能力アップです。そして3つめは職場環境の改善です。これはつまり、職場を働きやすく働きがいのある魅力あるものにすることが、応募者を増やし従業員を定着させることにつながるという、急がばまわれの考え方であり、まさに「働き方改革」の考え方です。

労働局・ハローワークにおいては、企業がこれらの対策に取り組む場合の各種支援策をご用意しています。ぜひご活用ください。

(宮城労働局長 北條憲一)

●人材確保のための支援策

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0012.html>

●人材確保に効く事例集

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/result/data/example.pdf>

1. 10月1日～7日は全国労働衛生週間です！

本メルマガの2017年9月1日号（創刊号）でもお知らせしたとおり、10月1日～7日は「全国労働衛生週間」です。

「労働衛生」ってなにか堅苦しく感じられるかもしれませんが、要は、「職場における労働者の健康を確保すること」という意味です。「全国労働衛生週間」は、各職場において、日頃からの労働者の健康確保の取り組みを見つめ直してみようという年に1度の期間です。

宮城労働局においては、今年は特に次の3つの点を重点として呼びかけています。

- ・ 過重労働のために健康障害が発生することのないようちゃんと取り組みをしていますか？
- ・ 労働者のメンタルヘルス対策をやってますか？
- ・ 病気を抱える人が治療をしながら仕事できるよう配慮してますか？

●詳細

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0006.html>

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

2. 「働き方改革」の先進企業を表彰しました

いま全国の職場で「働き方改革」の取り組みが進められていますが、あなたの職場ではいかがですか？

「働き方改革」に取り組んで、成果をあげている立派な企業は、宮城県内にもたくさんありますが、その中でも特にすばらしい取り組みをしている先進的なモデル企業について、このたび宮城労働局と宮城県で選定し、表彰いたしました。

みなさまもよくご存じの日本酒メーカー株式会社一ノ蔵です。

労働者の残業時間をなんと月平均1.4時間にまで削減しており、非正規労働者から正社員への転換にも積極的に取り組んでいます。

●詳細

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0007.html>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8834）

3. 正社員の能力向上には「人材開発支援助成金」

従業員が仕事の能力をどんどん向上させてこれまでに以上に活躍してほしいと願わない社長さんはいません。

そのためどの会社でも、社内研修制度など、従業員の仕事の能力アップのためのさまざまな仕組みを設けています。

国としても、社内で職業訓練を実施したり、従業員が技能検定に合格した場合の報奨金制度を設けるなど、労働者の職業能力向上に取り組む企業に対して、「人材開発支援助成金」という助成金制度を設けています。

なお、この助成金は正社員を対象とした人材開発の取り組みが対象となりますが、非正規労働者を対象とした取り組みについては「キャリアアップ助成金（人材育成コース）」を活用できます。

●人材開発支援助成金の概要

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0008.html>

●キャリアアップ助成金の概要

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0009.html>

【お問合せ先】 助成金コーナー（022-299-8063）

4. 育児休業が最長2年まで再延長可能に

改正育児休業・介護休業法が平成29年10月1日から施行されます。

これにより、1歳6か月まで育児休業を取得してもなお保育所等に入所できない場合は、2歳まで育児休業を取得できるようになります。

そのほか、事業主は、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境整備、未就学児の子育てをしやすい育児目的休暇を設けるなどの努力義務が課せられることとなります。

●詳細

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0010.html>

【お問合せ先】 雇用環境・均等室（022-299-8844）

★バックナンバー

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0000.html>

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/e?kN202Y9NkI>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
 - ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
 - ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
 - ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
 - ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
 - ・携帯メールには対応しておりません。
 - ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
